

# 本社等移転促進助成金

長野県内に本社機能等に移転して事業を行う企業に対して、その費用の一部を助成します。  
**令和6年7月からは、移転に併せて整備する育児支援施設も助成対象になりました！**

## 対象施設（本社機能等）

- 本社機能を有する事務所※<sup>1</sup>、研究所、研修所、本社機能として活用するサテライトオフィス
- 【追加】上記の施設で働く従業員の子どものための育児支援施設（事業所内保育所等）



左の施設の移転に併せて整備する育児支援施設（事業所内保育所等）



※<sup>1</sup> ①調査・企画部門 ②情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発やプログラム作成等を専門に行っている部門）③研究開発部門 ④国際事業部門 ⑤その他管理業務部門（総務、経理、人事、管財等）⑥情報サービス事業部門 ⑦商業事業部門（事務所内において電話やオンラインツールの活用により対面以外の方法で営業を行うもの）⑧サービス事業部門（①～⑤の部門の業務の受託に関する業務を行う部門）のいずれかのために使用されるもの

## 助成要件

- 長野県外から県内に本社機能等に移転すること
- 移転場所が優遇措置のある市町村内であること※<sup>2</sup>
- 本社機能等の業務に従事する新規常時雇用者が5名以上（中小企業者は2名以上）であること
- 長野県SDGs推進企業登録制度への登録
- 事業活動温暖化対策計画書の提出
- 「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」又は「職場いきいきアドバンスカンパニー」のいずれかの認証・認定の取得（育児支援施設を整備する場合）

※<sup>2</sup> 優遇措置のある市町村（2024年4月1日現在）

長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市  
塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 佐久穂町 御代田町 立科町 長和町 青木村 下諏訪町 富士見町 原村  
辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村  
天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 麻績村 山形村 朝日村  
筑北村 池田町 松川村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 信濃町 飯綱町 小川村 栄村

## 助成率・助成限度額

| 助成対象          | 助成率・助成額  |       |       | 助成限度額 |
|---------------|----------|-------|-------|-------|
| 建物・設備等の取得費用   | A:12%    | B:11% | C:10% | 3億円   |
| 賃借料（3年間）      | 50%      |       |       |       |
| 新規常時雇用者（1年限り） | 80万円/人・年 |       |       |       |

A：建物がNearby ZEB以上の認証を取得した場合、あるいはRE100宣言企業又はRE Action宣言企業である場合  
B：ZEB Ready、ZEB Orientedを取得した場合  
C：上記以外の場合

## 助成を受けるために

本社機能に係る建物等の工事に着手する日、賃貸借契約を締結する日、本社機能の移転に着手する日（工事や賃貸借契約等が不要の場合）のいずれか早い日の原則として14日前までに、事業認定申請書を提出することが必要です。